

不動産引渡命令の申立について

地方裁判所

不動産引渡命令の申立は代金納付手続を完了した日から6ヶ月以内であれば行うことができ、申立手続にはおおむね下記の費用が必要になります。

不動産引渡命令は、相手方に不動産引渡命令正本が送達されてから1週間以内に相手方から執行抗告の申立てがなければ確定します。

強制執行は執行官が行いますので、引渡命令確定後、執行文と不動産引渡命令送達証明書を取った上で執行官室にて強制執行の申立をしてください。強制執行の費用等は執行官室でお尋ねください。

なお、不動産引渡命令の申立ができるかは事件ごとに異なります。詳細は代金納付係までお尋ねください。

1 不動産引渡命令の申立（申立人・相手方とも1名の場合）

・収入印紙 500円

・申立書 正本一通（審尋が必要な場合は申立書の副本（コピー）が必要になります。）

・郵便切手 1050円×2（審尋が必要な場合 1050円×3）

※相手方に対し再送達する場合等には、追加の郵便切手が必要になることがあります。

・添付書類 相手方が法人の場合 商業登記簿謄本

審尋が必要な場合 調査報告書（占有者の占有開始時期や占有の事実を証する書面）

相手方に一般承継（相続）が生じている場合 戸籍謄本

※相手方が個人の場合、事案によって相手方の住民票が必要となる場合があります。

2 執行文付与の申立

収入印紙 300円

※執行文は不動産引渡命令正本に付けますので、不動産引渡命令正本を必ずお持ちください。

3 不動産引渡命令正本送達証明申請

収入印紙 150円×相手方の数